

大熊産業団地（第2期） 立地企業募集要項

令和4年1月

目次

1. 募集の趣旨について	2
2. 大熊中央産業拠点の募集について	2
3. 大熊中央産業拠点の概要	4
4. 申請資格	5
5. 申請手続	6
6. 応募方法（申請受付期間から賃借契約までの流れ）	7
7. 質問の受付等	7
8. 審査及び選定方法	8
9. 協定の締結・契約等	9
10. 工場設置に伴う諸手続き	9
11. 公表	9
12. 問い合わせ先	9
13. 資料	9

1. 募集の趣旨について

大熊町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故からの復興を目指し、帰町を検討する企業の方々も含め、人と生業を軸とした地域の振興施策を推進していきます。

そこで、今後町が再出発するに相応しい安定や先進性に富む企業、雇用を生み出すことができる企業を誘致し、以て復興まちづくりを実現していくため、中央産業拠点への立地を希望する企業を募集するものです。

2. 大熊中央産業拠点の募集について

本町は、東京から約250km、仙台から約115kmの福島県の太平洋側・浜通りのほぼ中央に位置し、気候の温暖な街です。

大熊中央産業拠点は、JR大野駅から約1kmと利便性に富み、職住近接型の産業拠点としての整備を予定しています。主に除染・廃炉関連技術の研究開発や次世代技術・産業を育む企業群の集積拠点としていきます。

大熊中央産業拠点に企業が立地する際に活用できる国内最大級の補助・優遇制度もあり、企業活動・企業経営を様々な面からサポートが可能です。

また、大熊町では令和2年2月に「ゼロカーボン宣言」、次いで令和3年2月に「ゼロカーボンビジョン」を策定しており、大熊中央産業拠点へ立地を希望される企業の皆様にあります、大熊町のゼロカーボン推進に関する取り組みにご理解とご賛同をいただきたく存じます。

大熊町では、町の復興に向けた歩みにご協力いただける企業を募集いたします。

3. 大熊中央産業拠点の概要

所在地	福島県双葉郡大熊町大字下野上字原		
事業主体	大熊町		
区画の名称	B 街区		
	B-1 区画	B-2 区画	B-3 区画
賃貸面積※ 1	9,822 m ²	35,283 m ²	47,156 m ²
引渡し可能時期※ 2	令和4年12月以降順次		令和5年6月以降順次
賃貸価格・契約方法	80 円／m ² (年) ・町有財産事業用定期借地権設定契約による		
賃貸期間	10 年以上 30 年未満		
地域指定等	「大熊町建築基準に関する指定状況」		
用途地域等	用途地域未指定、「福島復興再生特別措置法第三十二条1に示される特定業務施設及び特定公益的施設の用に供する用地」		

※ 1：明示された面積は街区全体の面積であり希望する面積を調整の上で借地面積（区画割）を決定します。

※ 2：明示された引渡し可能時期はあくまでも予定であり、今後の工事等の進捗次第で前後する可能性がございます。

また、上記引渡し時期は、建築用宅地部分の完成時期です。

そのため、大熊中央産業拠点内では、建築工事と並行してインフラ整備等工事が引き続き行われることについてご了承願います。

（建築期間中の仮設電力、仮設水道は別途ご相談ください）

①電力 将来的に再生可能エネルギー100%での供給を予定

②用水 接道する道路内に上水道を整備し宅地内引き込みを行う予定
利用は申請者自ら下記申込先への申し込みが必要

申込先：双葉地方水道企業団 施設課 給水係

TEL 0240-26-0911

③排水 汚水は公共下水道区域への編入を予定。宅地内に設置した公設枠から道路側の污水管に接続し、下水処理施設にて処理

④ガス LPG（申請者自ら申し込み）

⑤アクセス等 ア 国道6号：車で約3km 約5分

イ 常磐自動車道：大熊ICから約3km 約5分

常磐富岡ICから約6km 約7分

ウ JR常磐線：大野駅より約1km 車約2分

エ 仙台空港：約100km 車約1時間30分

オ 東京から：約250km 車約3時間20分

⑥募集用区画 B-3 区画（※協議の上、区画割を決定します。）

⑦供用開始時期 令和 5 年 6 月以降（※引渡可能時期）

4. 申請資格

（1）以下のいずれかに規定する企業のうち、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に基づく業種として別表 1 の対象業種に合致し、当該事業に係る建築物を自ら建設し経営するもの。

- ア 製造業
- イ 情報通信業
- ウ 運輸業、郵便業
- エ 卸売業・小売業
- オ 学術研究、専門・技術サービス業
- カ サービス業（他に分類されないもの）
- キ その他、町長が必要と認めるもの

（2）事業用施設の建設、経営に必要な資力、計画及び信用を有する者であること。

（3）内定後速やかに当町と事業所の立地に関する立地協定を締結すること。

（4）引渡しの日から 3 年以内に事業を開始する者。

（5）公租公課を完納していること。

（6）次のいずれかに該当する者は申請を受け付けない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者。

イ 次の申し立てがなされている者。

①破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て。

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て。

③民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定による暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に關係している事業者。

エ 各種環境基準等に適合しない騒音、振動、悪臭等を発生するおそれのある

る事務所、工場等。

オ　自社用倉庫、駐車場、重機・資材置場等のみでの利用（事務所等が伴う場合も、倉庫、駐車場、重機・資材置場等としての使用用途が大きい場合を含む。）

※事前に確認を行いますので、募集業種に合致するかについては、必ず事前に下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

大熊町役場 企画調整課 企業誘致係

電話 0240-23-7643

Email kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp

5. 申請手続

(1) 申請受付期間

令和4年1月20日（木）から令和4年2月10日（木）まで

（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 申請に必要な書類

- ア 大熊町産業用地貸付申請書(様式第1号)
- イ 工場等立地計画書（様式第2号）
- ウ 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- エ 登記事項証明書
- オ 定款又は規約
- カ 役員一覧（様式第1-1号）
- キ 直近3期分の決算報告書
- ク 直近1年度分の納税証明書（市区町村民税及び都道府県民税）
- ケ 地域経済の活性化に関する計画書（様式第4号）
- コ 雇用に関する計画書（様式第5号）
- サ 周辺環境への配慮環境保全の取り組みに関する計画書（様式第6号）
- シ その他産業振興や地域振興に関する提案書（様式第7号）
- ス 事業計画書（将来にわたる損益計算書）
- ソ その他町長が必要と認める書類（該当する場合）

(3) 提出部数

正本1部、副本1部の計2部。

※提出された書類は原則返却せず、当該書類作成に係る費用は全て応

募者負担となります。

(4) 受付及び申請先

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

大熊町役場 企画調整課 企業誘致係

電話 0240-23-7643

Email kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp

(5) 提出方法

上記の(4)に持参又は郵送するものとする(郵送の場合は書留郵便、配達証明郵便その他これに準じる方法に限り、申請受付期間内に必着のこと)。

※募集要領、申請書類様式等は下記HPに記載します。

大熊町HP <https://www.town.okuma.fukushima.jp>

6. 応募方法(申請受付期間から賃貸借契約までの流れ)

(1) 応募受付期間

令和4年1月20日(木)から令和4年2月10日(木)

(2) 審査及び選定期間

応募締切から約2カ月程度

(3) 内定者決定、通知

審査後速やかに通知

(4) 立地協定締結

土地貸付決定から協議・調整の上実施

(5) 賃貸借契約締結

立地協定締結後、協議・調整の上速やかに実施

7. 質問の受付等

本募集についての事前質問については、以下の通りです。

(1) 提出様式

大熊産業団地立地企業募集要項についての質問書

(様式第8号)

(2) 受付期間

令和4年1月20日(木)から令和4年2月10日(木)

(3) 提出方法

提出様式に必要事項を記載の上、受付期間内に電子メールで送付する

ものとする。

件 名：募集要項に関する質問（企業名・提出日）

提出先：大熊町役場 企画調整課 企業誘致係

メール：kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp

※審査に係る質問については、電話、受付窓口では一切応じません。

8. 審査及び選定方法

大熊町企業選定等委員会において評価を行い、内定者を決定します。応募資格の有無、事業計画の実現性、操業予定の時期、立地面積、地域雇用創出への貢献、周辺環境への影響及び地域経済への貢献度等に関する総合的な審査を行い、立地する企業を選定・決定します。

審査に当たり、対面(オンライン含む)での事業計画のご説明等をお願いする場合があります。

なお、立地が妥当と決定した場合は、協議・調整を経て立地協定を締結します。

(1) 選定基準

ア 事業計画の実現性

- ・施設や設備への投資規模、配置の妥当性
- ・事業計画が実現可能な業績、企業規模かどうか
- ・進出意欲、誠実さ、本社移転等の有無

イ 将来の成長可能性

- ・独自の技術、商品の保有
- ・該当市場の成長性
- ・成長への意欲（上場意向の有無等）

ウ 雇用創出効果

- ・新規雇用者数、雇用条件、異動従業員数
- ・地元からの雇用計画

エ 地域経済への波及効果

- ・立地による町内企業との新規取引等地元への波及効果
- ・関連企業の集積等の見込み
- ・町の課題解決に向けた実証・実装プロジェクトの実施、予定の有無

オ 周辺環境への配慮・環境保全への取組

- ・水質保全、騒音、振動、臭気対策への取組み
- ・ゼロカーボンビジョンへの貢献度等、再エネ等の活用の有無

カ 企業自体の健全性・継続性（外部機関による企業診断）

キ その他大熊町の産業振興や地域振興に向けた取組

(2) 選定結果の通知

申請者に書面通知を行います。

(3) 選定に関する疑義等について

選定の経過等に関する疑義、照会及びその他質問には応じません。

9. 協定の締結・契約等

選定後に立地が決定した申込者と立地協定を締結し、区画の引き渡しが決まった後契約手続きを開始します。

契約者がこの募集要項と契約に違反したと本町が認めるときは、この契約を解除することがあります。

その場合、契約者は、直ちに、土地をこの契約を締結した時の状態に復して、本町の定めるところに従い本町に返還するものとします。

10. 工場設置に伴う諸手続き

企業が工業団地等に工場等を新設する場合、工場等の規模、事業内容、導入設備等により、関係法令等に伴う手続きが必要になる場合があります。詳しくは、下記の経済産業省のホームページをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/

11. 公表

内定されました企業につきましては、企業概要（企業名、資本金等）及び事業計画（建設計画、投資額等）の公表を予定しています。ただし、内定企業からの要望及び選定委員会において必要と判断した場合は非公表とする場合があります。

12. 問い合わせ先

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

大熊町役場 企画調整課 企業誘致係

電話 0240-23-7643

Email kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp

1 3. 資料

- (1) 区画図
- (2) 周辺区域図
- (3) 大熊町ゼロカーボンビジョン（概要）
- (4) 優遇制度一覧

別表 1

大分類	対象業種（中分類又は小分類）
E 製造業	全業種
G 情報通信業	37 通信業、39 情報サービス業、40 インターネット付随サービス業、41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	44 道路貨物運送業、47 倉庫業、48 運輸に附帯するサービス業
I 卸売業・小売業	50 各種商品卸売業、51 繊維・衣服等卸売業、52 飲食料品卸売業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54 機械器具卸売業、55 その他の卸売業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関、73 広告業、74 技術サービス業 (他に分類されないもの) ただし、74 技術サービス業（他に分類されないもの）のうち、741 獣医業は除く
R サービス業 (他に分類されないもの)	89 自動車整備業、90 機械等修理業(別掲を除く)
その他、町長が必要と認めるもの	